

# 心身障害者福祉手当等のお知らせ

問合せ

障害者福祉課障害サービス係（区役所1階）  
☎内線2691 FAX(3802)0819

次の手当に該当する方で、申請をしていない方はお問い合わせください。

## 心身障害者福祉手当（区の制度）

### 対象・支給額（月額）

▶身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1～3度の方、脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方、区指定の難病の方 ..... **1万5500円**

▶身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方 ..... **9500円**

※対象となった年齢が65歳以上の方は新規申請ができません。また、施設入所者、児童育成手当（障害手当）の支給対象児童、障がい者本人または障がい児の保護者等の所得が、**表1**の所得制限額を超える方には支給されません

表1 所得制限額（心身障害者福祉手当）

扶養親族等の数	本人所得
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人以降1人につき	38万円加算

※20歳以上の障がい者は本人の所得  
 ※20歳未満の障がい児は、障がい児の生計を維持している保護者等の所得  
 ※扶養親族等に特定扶養親族または控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満の方に限る）があるときは、1人につき25万円加算  
 ※令和3年8月分～令和4年7月分の支給は、令和2年中の所得

## 特別障害者手当（国の制度）

対象

20歳以上で、著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別な介護が必要な状態の方（おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2程度程度のいずれかに該当する方。または、これらと同等の重度な精神障害・疾病の方で一定の障害要件に該当する方）

支給額（月額） **2万7350円**

※施設等入所者、病院等に継続して3か月を超えて入院の方、障がい者本人および配偶者・扶養義務者等の所得が、**表2**のそれぞれの所得制限額以上の方には支給されません

## 障害児福祉手当（国の制度）

対象

20歳未満で、重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする状態の方（おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2程度の方。または、これらと同等の精神障害・疾病の方で一定の障害要件に該当する方）

支給額（月額） **1万4880円**

※施設入所者、障がい者本人および配偶者・扶養義務者等の所得が、**表2**のそれぞれの所得制限額以上の方には支給されません

表2 所得制限額（特別障害者手当・障害児福祉手当）

扶養親族等の数	本人所得	配偶者および扶養義務者の所得
0人	360万4000円	628万7000円
1人	398万4000円	653万6000円
2人	436万4000円	674万9000円
3人以降1人につき	38万円加算	21万3000円加算

※扶養親族等に特定扶養親族または控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満の方に限る）があるときは、1人につき25万円加算  
 ※令和3年8月分～令和4年7月分の支給は、令和2年中の所得

# 介護保険料のお知らせ

申請・問合せ

介護保険課資格保険料係（区役所2階）  
☎内線2441

## 7月9日に介護保険料納入通知書を送付しました

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直しを行っています。令和3年度は**右表**のとおり改定しました。

介護保険料は、住民税の課税状況や合計所得金額等を基に算定します。自身の介護保険料と納付方法等は、納入通知書を確認してください。

### 納入方法

- **特別徴収の方**…対象年金（老齢・退職・障害・遺族）を受給していて、受給額が年額18万円以上の方は、年金から保険料を差し引きます
- **普通徴収の方**…特別徴収に該当しない方は、普通徴収です。送付する納付書で金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、区役所2階介護保険課または各区民事務所で納めてください。口座振替（月末に引き落とし）を希望する方は、お問い合わせください

所得段階	対象者	年間保険料	
第1	▶生活保護受給者 ▶老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ▶世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	2万218円	
第2	本人非課税	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	3万4992円
第3		世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方	5万4432円
第4		本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	6万6096円
第5		本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる場合で、第4段階以外の方	7万7760円
第6		前年の合計所得金額が125万円未満の方	8万5536円
第7	前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	10万1088円	
第8	前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	12万528円	
第9	本人課税	前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	14万3856円
第10		前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	17万4960円
第11		前年の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方	21万3840円
第12		前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	24万8832円
第13		前年の合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方	25万6608円
第14		前年の合計所得金額が2000万円以上3000万円未満の方	26万4384円
第15		前年の合計所得金額が3000万円以上の方	27万2160円

## 介護保険料の減額が受けられます

令和3年度介護保険料について、所得段階が第2・第3段階の方を第1段階に減額する、区独自の介護保険料減額制度を実施しています。

対象

次のすべてを満たす方

- ①世帯の令和2年中の収入が120万円以下（世帯員が2人以上の場合は、1人増えるごとに50万円加算した額以下）
- ②世帯の預・貯金額の合計が、①の2分の1以下
- ③介護保険料を滞納していない

減額期間

申請書を提出した月（7月30日（金）までに申請した方は年度当初）～令和4年3月31日（木）

持ち物

本人と世帯全員の収入や預・貯金額がわかるもの（年金等が振り込まれている通帳等）、印鑑

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等の介護保険料の減免については、送付した納入通知書に案内を同封しましたので、確認してください。